

日常生活用具を給付します

身体に障害のある方に対し日常生活の利便性向上のため日常生活用具を給付します。

■日常生活用具の種類

- 肢体不自由 特殊マット、特殊寝台、移動用リフト、入浴介助用具など
- 視覚障害 盲人用体温計、盲人用体重計など
- 聴覚障害 聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用屋内信号装置など
- 膀胱・直腸機能障害 ストマ用装置
- 呼吸機能障害 たん吸引器など

自己負担 原則として1割負担（世帯の課税状況に応じて負担上限額を定めています）

■注意事項

給付される用具は、障害の程度や家族構成などで決定されるため、希望されたものと異なる場合があります。

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

精神疾患での通院医療費の一部を公費で負担します

自立支援医療（精神通院医療）制度の支給認定を受けるなど、県指定医療機関での通院費の自己負担割合が原則1割となります。（世帯の所得状況に応じて負担上限額を定めています）

■対象者

統合失調症、てんかん、うつ病などで通院による精神医療を継続的に要する方

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

パスポートの残存有効期間をご確認ください

パスポート（旅券）には有効期間があり、国・地域によっては査証申請時や入国時に一定以上の有効期間が残っていることを要求する場合があります。

渡航の際には、旅券の有効期間を確認し、期間が足りない場合には早めに旅券

発給申請をしてください。

旅券の渡航先欄や査証欄に私的なメモ書きや子どもによる落書きがあり、渡航できなかった事例があります。このようなトラブルを防ぐために旅券の重要性を再認識し、適正な管理をお願いします。

■問合せ

市庁舎本館市民生活課 市民係

TEL0897-52-1211

3月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

3月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成22年12月3日～平成3年3月2日に生まれた方および平成22年9月2日～同年12月1日に転入の届出をした方で、平成23年3月1日現在において、平成22年12月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

3月3日（木）～7日（月）

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階 市選挙管理委員会事務局

TEL0897-52-1263

詐欺や悪質商法に注意！ おかしいと思ったら、まず確認を。



市内で振り込め詐欺や市役所などの公的機関を名乗ってお金をだましとる詐欺被害等が発生しています。

お金を支払う前に、不審に思ったらまず確認を心がけ、市や警察にご相談ください。

心得4か条「うそこけ」

- う** うのみにしない…うまい話はまず疑う
- そ** 相談する…契約等の前に家族や相談窓口に
- こ** ことわる…勇気を持ってはっきりと
- け** 契約を即しない…その場で決めない・支払わない

コミュニティ助成事業で 馬場集会所が完成

コミュニティ助成事業は、(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に助成を行うものです。

このたび平成22年度の助成を受けて、馬場集会所が立派に完成しました。今後の活発なコミュニティ活動の拠点となることが期待されます。



▲完成した馬場集会所

■問合せ

市本庁本館市民生活課 市民活動支援係

TEL0897-52-1463